

税金の申告を受け付けています

問い合わせ先

町県民税
役場税務課住民税係
☎(48)1111(内220・302)
所得税・贈与税・消費税
半田税務署 ☎(21)3141

申告会場

住吉福祉文化会館



半田税務署では受け付けしません。住吉福祉文化会館へお出かけください。

開設期間 2月1日(水)~3月15日(水)
消費税、地方消費税については3月31日(金)まで受け付けを行います。

土曜日・日曜日と時間外は受け付けできません。ただし、2月19日と2月26日の日曜日は、受け付けを行います。(住吉福祉文化会館のみ)

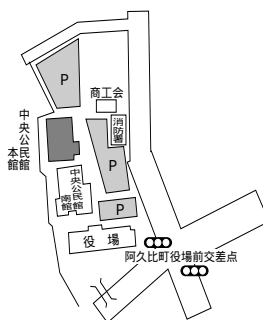
開設時間 午前9時~正午
午後1時~午後4時半

所得税、贈与税、消費税の受け付けを行います。町県民税の申告は、阿久比町の申告会場で行います。

「営業・その他事業・譲渡所得等」に関する所得税・贈与税・消費税の申告と納税相談は、阿久比町の申告会場では受け付けできません。

職員による会場での計算確認は行いません。

中央公民館本館1階103号室



受付期間
2月16日(木)~
3月15日(水)

受付時間
午前9時~午前11時半
午後1時~午後4時
土曜日、日曜日と時間外の受け付けはできませんので注意してください。

インターネットで所得税の確定申告ができます

国税庁のホームページで所得税の確定申告書を作成して、添付書類とともに税務署へ提出できます。

ホームページアドレス
<http://www.nta.go.jp>

「所得税の確定申告書作成コーナー」

対話形式で入力後、
プリンターで印刷

添付書類と合わせて
税務署へ提出(郵送でもOK)

詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。



阿久比町
マスコットキャラクター



阿久比町民憲章

わたしたち阿久比町民は、ここに町民憲章を定め、よりよい町づくりに努めることを誓います。
ホタル飛びかう、豊かな自然を守ります。
歴史と伝統を守り、教養を高めます。
スポーツに親しみ、健康で明るい家庭をつくります。
オアシス運動をすすめ、笑顔あふれるまちをつくります。
ボランティア活動に、すすんで参加します。

1月 救急・火災

救急	111	火災	0
交通事故	14	建物	0
急病	75	車両	0
その他	22	その他	0